（佐賀大学名誉教授）　林　重徳

瑞宝中綬章を授ける　麻生　肇　大塚　浩介

瑞宝小綬章を授ける（各通）　大島　安好　清水　岩夫　関口　武代　束田　清　武藤　卓夫　吉田　勝則

瑞宝双光章を授ける（各通）　小野寺　博

瑞宝単光章を授ける（以上十月十八日）　今井　勝治　皐　齊　滝井　末義　原　順一　森山　智

瑞宝双光章を授ける（各通）　清水　和彦

瑞宝単光章を授ける（以上十月十九日）　榎本　宏　山崎　登

瑞宝双光章を授ける（各通）　小柳　健司　寺嶋　正夫　濱谷　隆之　柳澤　正平

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十日）　河野日出男

瑞宝単光章を授ける（十月二十一日）　中嶋　圖正

瑞宝小綬章を授ける　岩本　義照　森　基

瑞宝双光章を授ける（各通）　柿元　義高　柳　七郎

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十二日）　柳田　智徳

旭日小綬章を授ける　高宮城　効

旭日双光章を授ける　岡谷　隆正　玉木　宏伸

旭日単光章を授ける（各通）（以上五月十五日）

官庁報告

官庁事項

人事院公示第18号

人事院総裁は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第13条第3項第2号の規定に基づき、平成13年人事院公示第6号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成29年11月27日

人事院総裁　一宮なほみ

1　第1項中「（香川県高松市松島町1の17の33）」を「（香川県高松市サンポート3の33）」に改める。

2　この決定による改正は、平成29年11月27日から効力を発生する。

人事院公示第19号

人事院総裁は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第21条第3項第2号の規定に基づき、平成17年人事院公示第8号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成29年11月27日

人事院総裁　一宮なほみ

1　前書き中「第18条第3項第2号」を「第21条第3項第2号」に改める。

1　第1項中「（香川県高松市松島町1の17の33）」を「（香川県高松市サンポート3の33）」に改める。

2　この決定による改正は、平成29年11月27日から効力を発生する。ただし、前書きの改正は、平成29年5月30日から効力を発生する。

人事院公示第20号

人事院総裁は、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第13条の規定に基づき、平成23年人事院公示第14号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成29年11月27日

人事院総裁　一宮なほみ

1　第1項中「香川県高松市松島町1の17の33」を「香川県高松市サンポート3の33」に改める。

2　この決定による改正は、平成29年11月27日から効力を発生する。

特定保安林の指定の解除について

平成29年11月13日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の3第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、公表する。

平成29年11月27日

農林水産大臣　齋藤　健

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　岡山県真庭市、美作市、井原市、津山市、高梁市、加賀郡吉備中央町、勝田郡奈義町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村（以上5市3町1村について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、岡山市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成29年11月13日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の3第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、公表する。

平成29年11月27日

農林水産大臣　齋藤　健

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　秋田県大館市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

油濁防止管理者養成講習の実施について

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に規定する油濁防止管理者を養成する講習として国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。

平成二十九年十一月二十七日

北海道運輸局長　石崎　仁志
東北運輸局長　尾関　良夫
関東運輸局長　河田　守弘
北陸信越運輸局長　江角　直樹

一　講習を実施する日時

平成三十年一月十八日（木）午後一時から午後四時五十分まで

平成三十年一月十九日（金）午前九時三十分から午後四時まで

二　講習を実施する場所

関東運輸局

横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎

三　講習の対象者

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技免許（海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技免許を除く。）を受けている者又は同法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者

四　受講申請の手続等

受講希望者は、受講申請書を、関東運輸局ホームページのトピックスに掲載の「平成二十九年度油濁防止管理者養成講習会の実施について」からダウンロード又は郵送（郵送の場合は、八十二円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封し左記あて請求すること。）により入手し、同申請書に所要事項を記載のうえ、平成三十年一月五日までに左記へ提出すること（郵送の場合は、一月五日消印のものまで有効とする。）。

五　受講申請書の請求先及び提出先

郵便番号　二三一－八四三三
横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎
関東運輸局海上安全環境部船舶安全環境課
電話番号　〇四五（二一一）七二二五

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に規定する油濁防止管理者を養成する講習として国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。

平成二十九年十一月二十七日

中部運輸局長　石澤　龍彦
近畿運輸局長　坂野　公治
中国運輸局長　川中　邦男
四国運輸局長　瀬部　充一
九州運輸局長　加賀　至
神戸運輸監理部長　吉田　稔
沖縄総合事務局長　能登　靖

一　講習を実施する日時

平成三十年一月十八日（木）午後一時から午後四時五十分まで

平成三十年一月十九日（金）午前九時三十分から午後四時まで

二　講習を実施する場所

神戸運輸監理部

神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎

三　講習の対象者

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技免許（海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技免許を除く。）を受けている者又は同法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者